⑵　現状の課題
⑶　今後の方針
ア　情報収集及び分析の強化
イ　関係機関との連携強化
ウ　電子渡航認証制度（ＪＥＳＴＡ）の導入
エ　デジタル技術の更なる活用
2　外国人の適正な在留管理の実現
⑴　これまでの主な取組
ア　在留管理基盤の強化等
イ　経済成長に寄与する人材の受入れ
ウ　外国人技能実習制度の発展的解消と育成就労制度の創設
エ　永住許可制度の適正化等
オ　在留資格「経営・管理」の上陸許可基準等の見直し
カ　在留資格「留学」に係る適正化
⑵　現状の課題
⑶　今後の方針
ア　在留管理ＤＸの推進
イ　在留管理の一層の適正化・実態把握の強化
ウ　永住許可制度の適正化等
エ　上陸許可基準の見直しの検討等
オ　育成就労制度の運用開始に向けた準備等
カ　特定在留カード等の運用開始
3　外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備
⑴　これまでの主な取組
⑵　現状の課題
⑶　今後の方針
ア　在留外国人に向けた情報発信・相談対応等の支援の強化
イ　日本文化・慣習の理解促進、日本語能力向上等に向けた取組
4　安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進
⑴　これまでの主な取組
⑵　現状の課題
⑶　今後の方針
ア　不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～を踏まえた退去強制手続等の着実かつ効果的な実施
イ　諸外国との連携強化
ウ　被収容者の適切な処遇の確立と監理措置制度の適正な運用
5　難民や補完的保護対象者等の適正かつ迅速な保護・支援の推進
⑴　これまでの主な取組
⑵　現状の課題
⑶　今後の方針
ア　審査手続の迅速化のための取組
イ　手続の透明性及び職員の専門性を確保するための取組
ウ　誤用・濫用的な申請への対策の推進
エ　難民等への支援
オ　第三国定住難民の受入れ及び支援の円滑な実施等
6　その他
⑴　外国人の出入国及び在留の公正な管理に係る施策の更なる充実
⑵　出入国在留管理庁の体制整備
⑶　出入国在留管理行政の充実のための人材育成
⑷　国際協力の更なる推進
⑸　人身取引被害者等への配慮
⑹　外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討

Ⅰ　出入国在留管理基本計画策定に当たって

出入国在留管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第61条の９に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が定めるものである。

2018年12月に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）が成立し、これにより、法務省に出入国在留管理庁が新設されるとともに、法務省が、出入国に加えて「外国人の在留」の公正な管理を図る任務を負うことが明記された。これに伴って、当該任務に係る施策の基本となるべき計画の名称も「出入国管理基本計画」から「出入国在留管理基本計画」に改称された。これを受け、2019年４月に第一次となる出入国在留管理基本計画（以下「第一次出入国在留管理基本計画」という。）が策定された。

第一次出入国在留管理基本計画を定めた2019年当時の状況を振り返ると、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎え、全国的な人手不足が深刻化していた。こうした中、我が国経済社会の活力を維持し、更に発展させていくために必要不可欠な人材として、特に、専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れることが求められていた。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、円滑かつ迅速な出入国手続を実施するとともに、国内外の関係機関と連携した情報収集や情報分析、徹底したテロ対策等の水際対策を講じること等が求められていた。

こうした状況を踏まえ、出入国在留管理庁は、第一次出入国在留管理基本計画に掲げられた基本的な方針に沿って、出入国在留管理行政上の施策を着実に実施してきた。具体的には、2019年４月に設置された出入国在留管理庁が、外国人の出入国及び在留の管理に加え、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整の機能を果たすこととなったことから、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定。以下「総合的対応策」という。）について、毎年改訂を重ねその内容の充実を図ってきた。また、第一次出入国在留管理基本計画策定時には必ずしも想定されていなかった取組ではあるものの、2020年には、国際的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、累次にわたる閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえて、当分の間、上陸の申請日前14日以内に新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等がある地域に滞在歴がある外国人について、特段の事情がない限り、上陸を拒否するなどの水際対策を講じた。その後、2021年に実開催された2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応に当たっては、バイオカートや顔認証ゲート等を有効活用するなどして円滑かつ迅速な出入国手続を実施した。

これらの取組を進めると同時に、出入国在留管理庁は、2022年から毎年「東京イミグレーション・フォーラム」を開催し、諸外国・地域の出入国在留管理当局と定期的に情報共有・意見交換を行う国際的なプラットフォームを構築した。

このほか、送還忌避及び収容の長期化問題の解決という目的の下、2023年６月に出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和５年法律第56号）が成立した。本改正により、難民認定手続中の送還を停止する送還停止効に係る例外規定の創設、監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進める監理措置の創設、「難民の地位に関する条約」（以下「難民条約」という。）上の難民ではないものの、難民と同様に保護すべき者を保護するため補完的保護対象者認定制度の創設などが行われた。